

ハラスメントは迷わず相談を 介護事業所向け弁護士相談

姫路市では、介護サービス利用者やその家族からのハラスメント（セクハラ、カスハラ、暴言・暴力等）やカスハラ予防（カスハラ対策マニュアル策定についての相談を含む）などに関する弁護士相談窓口を月1回開設しています。相談料は無料です。

※同僚間や上司からのハラスメントは対象外です。



令和8年度相談スケジュール

年	相談日 (原則毎月第3火曜日)	相談時間 (各回50分)
令和8年	4月17日(金)	①13:30～ ②14:30～ ③15:30～ ※予約状況により、 相談時間が変更になる 場合があります。
	5月19日(火)	
	6月16日(火)	
	7月21日(火)	
	8月18日(火)	
	9月15日(火)	
	10月20日(火)	
	11月17日(火)	
令和9年	12月15日(火)	
	1月19日(火)	
	2月16日(火)	
	3月16日(火)	

予約方法

1. 電話をかける

姫路市介護保険課に電話をかけます。

2. 予約

事業所名、サービス種別、担当者名、希望日時等をお伝えください。

3. 相談シートの作成

市から送信する相談シートを事前に作成してください。相談シートは市に送信する当日持参が必要です。



4. 相談当日

予約時間の5分前に姫路市介護保険課（本庁舎2階）へお越しください。

相談場所

姫路市役所介護保険課相談室（本庁舎2階）

相談内容

契約書の解除条項の見直し、法的措置の検討等
※案件1件につき1回まで。1事業所1回までではありません。

問い合わせ先

姫路市役所介護保険課

姫路市安田四丁目1番地（本庁舎2階）

☎079-221-2923（月～金／9:00～17:00）祝休日・年末年始を除く



本チラシを掲載した市ホームページはこちら